

平成 25 年度第 15 回職員分限懲戒部会 会議要旨

1 日時

平成 25 年 11 月 11 日 11 時～11 時 30 分（持ち回り）
 14 時 30 分～14 時 45 分（持ち回り）
 15 時～15 時 15 分（持ち回り）

2 場所

松浦・畑村法律事務所、米田総合法律事務所、土肥法律事務所

3 出席者

松浦委員長、井筒委員、土肥委員
（事務局：人事室人事課）
大田課長代理、服部係員

4 議題

11 月 15 日発令予定の処分に関する要否及び量定の妥当性について

5 議事要旨

以下の事案の処分の要否および量定の妥当性の検討を行った。
・淀川区役所職員のツイッターにおける不適切な投稿事案

【問い合わせ先】

人事室人事課

電話：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

メールアドレス：ba0008@city.osaka.lg.jp